

大阪女学院大学（同短期大学を含む）
障害学生支援基本方針

大阪女学院大学（同短期大学を含む。以下「本学」という。）は、本学の教育理念に基づき、修学意思を持つ障害のある学生に対して「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に則り、修学支援、学生生活支援やキャリア支援など総合的な支援を行うものとする。これにより、障害の有無によって分け隔てることなく、本学の学生一人ひとりが安心して学ぶことができる環境を整備するとともに、相互に人格と個性を尊重し合う大学の実現をめざす。

1) 機会の確保

障害のある学生が、障害を理由に修学を断念することがないように修学の機会を確保する。また、障害のある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

2) 情報公開

本学への進学希望者を含む障害のある学生（以下「学生」という。）に対し、受入れ姿勢・方針を示す。

3) 支援を受ける人の対象範囲

障害者基本法第2条第1号に定める身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある本学の学生（学部、大学院）、科目等履修生及び留学生（国内外協定校からの交換留学生を含む。）とする。

* 「障害者手帳」の有無は問わない。ただし、診断書等を提出することを原則とする。

4) 支援の範囲

入学試験、授業、学期末試験、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項及び学内生活面とし、障害のある学生の個別ニーズに基づいて検討する。

5) 決定の過程

障害のある学生に対する支援は、原則として学生本人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各所と協議し、個別の支援内容を策定する。

ただし、本人からの申し出ができない場合においても、当該学生が支援を必要としていることが明白である場合には、大学から当該学生に対して働きかけるものとする。

6) 合意形成

支援内容の決定に当たっては、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で行う。

当該学生が単独で意思の表明が困難な場合は、専門スタッフによりニーズや配慮内容を明確化した上で、当該学生との合意形成を図る。

7) 合理的配慮の提供

教材、授業、試験等における情報の保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価を行う。

8) 支援体制

学生を支援する所轄の委員会において、障害のある学生のニーズ及び特徴に鑑みた支援内容や関連課題を検討する。

また、専門スタッフ（公認心理師・精神保健福祉士・看護師等）がアセスメント及び支援ノウハウの提供に応じる。

実際の支援については、障害のある学生が履修する授業担当教員及び関係部署スタッフ等、全学の関係者が連携し協力する。

9) 相談窓口

事務局の学生サポート系（教務・学生課）、学生相談室及び保健室が対応する。

2023年3月1日